

# ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務 企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の内容

- (1) 業務名 ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月18日（木）まで
- (4) 委託料 6,602千円（消費税込み）以内  
※委託料には、委託業務に係るすべての経費を含む。

## 3 留意点

当該業務に係る予算については、青森県議会令和8年2月第325回定例会に、令和8年度当初予算案として提案している。

そのため、議決された場合に契約を締結することとし、議決されない場合は契約を締結しない。

## 4 参加資格及び方法

- (1) 企画提案競技に参加できる者  
次に掲げる条件を全て満たすこと。
  - ① 国内に営業拠点を有する団体であること。
  - ② 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
  - ③ 特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
  - ④ 暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
  - ⑤ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（令和3年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 参加方法  
別紙様式「ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務企画提案競技参加申込書」を令和8年3月16日（月）17時まで（必着）に提出すること。  
なお、郵送、電子メール、いずれの場合も到着確認を行うこと。

## 5 企画提案書等の提出について

令和8年3月23日（月）17時まで（必着）に企画提案書を7部及び見積書1部を、印刷のうえ提出すること。郵送等による場合は到着確認を行うこと。

## (1) 企画提案書

- ① 仕上がりをA4サイズとする。縦使い・横使いは問わない。
- ② 記載が必要な事項は以下のとおりとする。
  - ア 製品のブランド化アドバイス企画の例示
    - ・本県産の「ごぼう」・「あんず」・「あおり和牛」の中から1品目選び、ブランド化に向けたアドバイスの方向性やアドバイス体制・手法等を具体的に例示すること。
  - イ 自社製品のブランド力向上に意欲をもつ生産者等の育成支援手法の例示
    - ・具体的な業務の実施手法を例示すること。
  - ウ 試食会参加の実需者案
    - ・青森県産品のブランドイメージや生産者所得向上の視点から、首都圏と西日本各1社ずつ試食会に参加する可能性があり、取引の継続性が見込める実需者を例示し、それぞれへの提案製品案とその理由を記載すること。
  - エ 青森県産品の販路開拓・拡大がより効率的に展開される体制づくり等の例示
    - ・販路開拓・拡大をより効率的に展開していくにあたって、本県で抱えていると想定される課題を設定し、その解決手法を具体的に例示すること。
  - オ 実施体制
    - ・業務を実施するための体制（社内及び連携する全ての会社、個人を含む）
    - ・スタッフ全員のプロフィール
    - ・業務実施スケジュール
  - カ 過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民間わない）

## (2) 経費見積額

消費税を含めた金額で見積もること。

## 6 審査について

### (1) 審査方法

企画提案競技は書類審査とする。

### (2) 審査項目

- ・業務の理解度
- ・製品のブランド化アドバイス企画例
- ・自社製品のブランド力向上に意欲をもつ生産者等の育成支援手法の例
- ・首都圏及び西日本の実需者や提案製品等の例
- ・販路開拓・拡大がより効率的に展開される体制づくりの例
- ・業務実施体制・スケジュール
- ・業務実績
- ・経費見積の妥当性

### (3) 選定方法

上記6（2）の項目について採点し、評価が最も高い提案者を選定する。ただし提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものである

と判断したときは、事業者を選定しない場合がある。

#### (4) 審査結果の通知

- ・企画提案競技参加者に審査結果を通知する。
- ・審査結果についての異議申立は受け付けない。

### 7 質問事項について

企画提案競技に関する質問は、令和8年3月6日（金）17時まで（必着）に電子メールで受け付け、令和8年3月11日（水）までに質問者と企画提案競技参加申込者全員に回答するほか、令和8年3月12日（木）以降の企画提案競技参加申込者に対しても質問内容及び回答を通知する。

なお、質問提出者は到着確認を行うこと。

### 8 スケジュール

2月27日（金）	企画提案競技の実施通知
3月6日（金）	質問受付期限
3月11日（水）	質問に対する回答
3月16日（月）	参加申込書提出期限
3月23日（月）	企画提案書提出期限
3月24日（火）～3月25日（水）	書面審査
3月27日（金）	審査結果の通知
4月上旬以降	委託候補先との打合せ・契約締結

### 9 その他

- (1) 企画提案競技の参加に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書などの提出資料は返却しない。なお、令和8年度当初予算案が議決されなかった場合も同様とする。
- (2) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出、記載内容の変更は、原則として認めない。
- (4) 提案数は、1社1案とする。

### 10 問い合わせ先、参加申込書・質問・企画提案書の提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 ブランド推進グループ

電話 017-734-9573（直通）

メール brand@pref.aomori.lg.jp

## ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務

### 企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

記

ブランド産品価値向上・販路開拓拡大支援業務に関する業務委託の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

担当者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

メ ー ル \_\_\_\_\_